

運転経歴に係る証明書交付手数料助成金交付要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「梨ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が従業員の運転経歴に係る証明書を取得する際に係る手数料の助成を行い、運転者の事故歴を把握することにより、事故を未然に防止し、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 会費の滞納がない事業者で、当該会員事業所に所属する運転者であること。

(助成額)

第3条 助成額は、1名につき670円とする。

助成人数は、毎年4月1日時点における山梨県内の事業用自動車配置車両数（会費請求台数）の1.2倍までとする。（小数点以下切り上げ）

(助成対象期間)

第4条 毎年4月1日から翌年3月31日の間に会員が自動車安全運転センターへ申請書を提出し受領されたものに限る。

ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した時点で終了とする。

なお、予算枠に達したとは、予算総額及び個々の会員の助成上限に達したことを言う。

(助成金の申請手続き)

第5条 会員は、助成金の交付請求に関しては一切行わず、別紙1-1「証明書交付申請書」・委任状を、安全運転センターに直接提出することにより、センターから梨ト協宛に請求書が送られてくる。

(助成金の交付)

第6条 安全運転センターからの請求に基づき、請求額を梨ト協より安全運転センターへ支払う。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、その都度協議し、決定・変更を行うものとする。

(附則)

1. 平成27年 4月 1日 制定
2. 平成31年 4月 1日 一部改正
3. 令和 2年 4月 1日 一部改正

運転記録証明書取得に係る助成事業実施要領

一般社団法人山梨県トラック協会

1. 助成対象事業者

山梨県内事業所に所属する運転者の運転記録証明書を取得する会員事業者

2. 助成予算及び対象人数

1, 575, 000円 2, 350人

3. 助成対象証明書

「無事故・無違反証明」、「運転記録証明」の5年・3年・1年のものとする。

4. 助成金額

1名あたり 670円

5. 助成対象人員

1事業所あたり毎年度4月1日時点における山梨県内の事業用自動車配置車両数（会費請求台数）の1.2倍まで（小数点以下切り上げ）

例) 10台保有の場合×1.2 = 12名まで助成

11台保有の場合×1.2 = 13.2名 ≒ 14名まで助成

6. 実施期間

○助成対象期間

毎年度4月1日～3月31日まで

○助成金申請書の受付期間

当該年度の3月31日まで

※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点で終了とする。

なお、予算枠に達したとは、予算総額及び個々の会員の助成上限に達したことを言う。

7. 交付要綱

「運転記録証明書取得に係る助成金交付要綱」のとおり